

東教育財団だより

発行所
公益財団法人
東教育財団
大阪市中央区南本町
2丁目2番11号
堺筋本町西尾ビル6階
電話 06 (6262) 7363
FAX 06 (6227) 8058
発行責任者 北井 保行

理事会・評議員会を開催しました

三月八日に理事会・評議員会を開催し、令和六年度事業計画及び収支予算を審議するとともに、財団設立一〇〇周年記念事業について協議しました。



(理事会会議風景)

【令和六年度

事業計画及び 収支予算の概要】

令和六年度事業計画及び収支予算は、三月八日開催の理事会の決議を経て、同日引き続き開催された評議員会において承認されました。

その概要は、次のとおりです。

令和六年度事業計画

一 助成事業

助成対象事業

① 学校教育事業助成

中央区内の学校教育の充実・発

展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業

② 社会教育・

生涯学習事業助成

中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業

③ 地域文化・

まちづくり事業助成

中央区内の地域文化や東地区五地域のまちづくりの振興に寄与する事業

助成対象団体

① 学校教育事業助成

中央区内に所在する公立の幼稚園、小学校及び中学校

② 社会教育・

生涯学習事業助成

社会教育や生涯学習の活動を行う社会教育団体や生涯学習団体

③ 地域文化・

まちづくり事業助成

地域文化やまちづくり活動を行う団体

助成基準

① 学校教育事業助成

幼稚園 一園につき

二〇万円限度

小学校 一校につき

三〇万円限度

中学校 一校につき

四〇万円限度

② 社会教育事業助成

一団体一事業 一〇団体まで

一事業一五〇〇万円の範囲内

③ 生涯学習事業助成

一団体一事業 八団体まで

一事業一〇万円限度

④ 地域文化事業助成

一〇事業程度

一事業一五万円限度

⑤ 地域まちづくり事業助成

一地域四〇万円限度



二 特定費用

準備資金

積立金事業

- ① 基本財産運用益減収対策積立資金（令和二年度設定）

令和六年度に見込まれる収支不足額一、九六〇、〇〇〇円を取り崩します。

- ② 財団設立一〇〇周年記念事業積立資金（令和四年度設定）

東教育財団設立一〇〇周年記念事業のうち公益目的事業として実施する講演会の開催費用四五〇、〇〇〇円を取り崩します。

三 広報啓発事業

- ① 「東教育財団だより」の発行
- 財団の事業と大阪の文化・歴史を紹介する季刊誌を年四回発行します。

- ② 「財団ホームページ」での情報開示

財団ホームページを更新し、財団の事業及び財務について情報開示を行います。

四 その他

- ① 東教育財団設立一〇〇周年記念事業の実施

記念講演会・祝賀会の開催や記念誌等の発行など財団設立一〇〇周年記念事業を実施します。



（評議員会会議風景）

令和六年度収支予算

収入（経常収益）は、前年度と同額の三二、二九五、〇〇〇円を計上しました。

費用（経常費用）は、財団設立一〇〇周年記念事業を実施するための費用を新たに計上したことなどにより、前年度比二、五一八、〇〇〇円の増の三四、七〇五、〇〇〇円を計上しました。

- ◎ 収入（経常収益）計

三二、二九五、〇〇〇円

（前年度と同額）

- ◎ 費用（経常費用）計

三四、七〇五、〇〇〇円

（前年度比二、五一八、〇〇〇円の増）

（内訳）

【事業費計】

二四、四九七、〇〇〇円

- ・支払助成金

一三、五五〇、〇〇〇円

- ・その他

一〇、九四七、〇〇〇円

【管理費計】

一〇、二〇八、〇〇〇円

- ◎ 差引（当期経常増減）

△一、四一〇、〇〇〇円 ※

※ 収支相償について

収支相償の判定にあたっては、特定費用準備資金取崩額は「収入」とされるので、当期経常増減額△二、四一〇、〇〇〇円に財団設立一〇〇周年記念事業積立資金取崩額四五〇、〇〇〇円及び基本財産運用益減収対策積立資金一、九六〇、〇〇〇円を加えると、差し引き〇円となり、予算上は収支相償となる見込みです。

【東教育財団は

令和七年三月に設立

一〇〇周年を迎えます】

東教育財団は、大正一四（一九二五）年三月、旧民法第三四条の規定に基づく財団法人として設立され、令和七（二〇二五）年に一〇〇周年を迎えます。

東教育財団は、この設立一〇〇周年をお祝いするとともに、これまでの財団の歩みを振り返り、これからの飛躍と発展につなげていくために、記念講演会・祝賀会の開催や記念誌等の発行など財団設立一〇〇周年記念事業を実施することになりました。昨年十月には、理事長及び地域代表の理事五名で構成される「東教育財団設立一〇〇周年記念事業実行委員会」を設置し、記念事業の具体化に向けて検討を進めています。



（一〇〇周年記念事業実行委員会会議風景）

【公益法人制度改革に

向けた取組が

進められています】

国は、令和四年から公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改革及び運用改善の方向性について検討を進めており、この内容を盛り込んだ「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」が三月五日に閣議決定されました。その概要は、次のとおりです。

（一）財務規律の柔軟化・明確化

- ・収支相償原則を見直し、中期的期間で収支の均衡を図る趣旨を明確化
- ・将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立では費用とみなす。）
- ・「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更
- ・公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要な公益目的

事業財産）をその保有制限の算定対象から除外することも

に、同財産の保有について理由の公表を義務付け

（二）行政手続の簡素化・合理化

・収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し

（三）自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- ・わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に三区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務付け
- ・公益認定の基準として、①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項を記載することとする。
- ・公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るように努めるべき旨を規定

施行期日…公布後一年以内において政令で定める日（令和七年四月予定）

【財団関係者等の皆さま

からの寄贈図書等を

保管しています】

財団事務所には、財団の評議員役員等関係者並びに関係団体の皆さまからご寄贈いただいた図書等を保管しており、その数は延べ七七〇冊余りを数えます。その中には、財団設立に密接に関わった「東区法円阪町外一五七箇町区会（東財産区会）」の区会史「東区会史」など、戦前に発行されたものも含まれています。

（主なもの）

- 中央区内の幼稚園・学校の周年記念誌、閉校記念誌、学校要覧等
- 中央区に関する図書等
- 大阪市政等に関する図書等
- 大阪市の区史、大阪市史、大阪府史
- 社史・団体史等
- 人物伝・日記
- 句集・詩集・随筆等
- 美術品集・写真集・展覧会図録等

淀屋盛衰記 (前話)

淀屋研究会

会長 大江 昭夫



架橋当時の淀屋橋
(「淀屋形金鶏新話」より)

淀屋橋の南詰、御堂筋を挟んで東西は現在、2025年の大阪万博に向けて高層ツインビルの建設が進んでいる。こははその昔、江戸時代の豪商「淀屋」の屋敷跡であり、「いろは」四十八蔵が建ち並んでいたと言われる処である。それは、阪神甲子園球場のグラウンドをそのまま一個分を持つて来た広さだったと言う。その広さは想像を絶する。その屋敷裏にあった「淀屋小路」と云う小さな路地もこのビルの中に埋もれてしまった。だが、デイベロツパーとの話し合いでこのビルの一階にその痕跡を残し文化遺産として継承すると言う事なので果してどんな「淀屋小路が甦るか楽しみである。

淀屋敷の庭先で始まった「淀屋米市」の帳合米取引は、その後、幕府公許の堂島米会所と繋がり現在のシカゴ商品取引所(CBOT)の先物市場やデリバティブ(金融派生商品)市場の主力を占めるCME(シカゴ・マーカンタイル取引所)などの市場の大本となり先駆けとなるものであった。話は変わるが、淀屋橋は、その米取引のため中之島と往来する街橋であった。



堂島米会所

場(天満)・海産物市場(永代濱)の設立、銀座設立(当時の大坂は銀本位制)等に参画し経済振興に尽力、神社仏閣への膨大な寄進、文化人(小堀遠州など)への多大の支援と貢献、また大坂惣年寄として行政にも参加、大坂のみならず、関西圏の経済・文化発展に大きく寄与している。300年以上も前に、現在にも勝る「富める者の奉仕の精神」に溢れた淀屋の行動は賞賛に値するのではないかと思われる。



淀屋の碑

そんな中であつて、淀屋の実質的当主である、妙恵(三代目亡箇斎の妻は、息子(重蓮)の嫁に大坂京橋口城番(城代に次ぐNo.2)の米津出羽守田盛の娘を娶り、旗本と姻戚関係となり家(淀屋)の格式を上げると共に様々な情報収集と政治工作を行う。当時幕府も勘定奉行荻原重秀が貨幣改鑄という苦肉の策に走るなど、財政状況は切羽詰まつており幕府・諸藩とも苦しい台所事情にあり平民には「質素儉約」を求め、「栄耀栄華を極める淀屋とは真逆な状況にあつた。

四代目重當は幕府の怪しげな思惑を察知し、番頭の牧田仁右衛門に伯耆の国公の鳥取県西部倉吉に暖簾分けし、牧田(倉吉)淀屋を出す。その後も淀屋の栄華は続き、贅沢三昧の極みは「淀屋の夏座敷」として天井にビードロ(ガラス)を敷き詰め金魚を泳がす様はあまりにも有名である。(つづく)



淀屋の夏座敷